

(福祉)介護職員等特定処遇改善加算にかかる 情報公開について

社会福祉法人 岩手町社会福祉協議会
指定訪問介護事業所 指定居宅支援事業所

(福祉)介護職員等特定処遇改善加算を取得するにあたって、処遇改善の取組について情報公開が必須となったため掲載いたします。当該加算を取得する為には、

1. 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

これら3つの要件を満たす必要があります。3.の要件に基づき、当事業所における処遇改善に関する具体的取組につきまして、以下のとおり公表致します。

<職場環境等要因>

入職促進に向けた取組

事業所の経営理念やケア方針、人材育成についての施策、仕組みなどの明確化を行っています。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

資質向上のための研修の受講やキャリアアップのための研修に積極的に参加できる職場づくりに取り組んでいます。

両立支援、多様な働き方の促進

職員の事情に応じた勤務シフトを導入しています。また、有給が取得しやすい環境整備も行っています。職員の希望に即し、非正規職員から正規職員への転換の制度を整備しています。

腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務職員にも受診可能な健康診断、職員のための休憩室も設置しています。また、事故、トラブルへの対応マニュアルを作成するなど体制の整備も行っています。

生産性向上のための業務改善の取組

職場で高齢者も活躍でき、整理整頓、掃除等職場の環境整備に努めています。業務手順書の作成や記録、報告様式の工夫により情報共有や作業負担の軽減に努めている。

やりがい、働きがいの醸成

ミーティングによる職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行っています。研修を通じてケア方針など理念を定期的に学ぶ機会も設けています。また、ケアの好事例や利用者からの謝意等情報共有する機会を提供しています。